

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5 月14日
【会社名】	株式会社エー・ディー・ワークス
【英訳名】	A.D.Works Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 秀夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
【電話番号】	03-5251-7561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者CFO 細谷 佳津年
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
【電話番号】	03-4500-4200
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者CFO 細谷 佳津年
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中心区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年7月1日をもって、会社分割により当社の100%子会社である株式会社エー・ディー・リモデリング（以下「承継会社」といいます。）に当社の営むプロパティマネジメント事業を承継させることを決議し、平成25年5月14日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）本吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年3月31日現在）

商号	株式会社エー・ディー・リモデリング
本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 秀夫
資本金の額	40百万円
純資産の額	17百万円
総資産の額	361百万円
事業の内容	総合居住用不動産事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	—	858	658
営業損失（百万円）	2	25	61
経常損失（百万円）	3	41	74
当期純損失（百万円）	2	28	46

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社エー・ディー・ワークス	100%

当社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	承継会社は当社の100%子会社であります。
人的関係	当社の代表取締役が、承継会社の代表取締役を兼務しております。 当社の常務取締役が、承継会社の専務取締役を兼務しております。 当社の取締役2名が、承継会社の取締役を兼務しております。
取引関係	当社から承継会社への資金の貸付けがあります。

（2）本吸収分割の目的

当社は、主に個人富裕層のお客様を対象として、収益不動産の仕入・バリューアップ・販売、売却後のプロパティマネジメントや資産コンサルティングまで、個人富裕層の方々のニーズに基づいたワンストップサービスを提供しております。

この度当社は、プロパティマネジメント事業部門を分割し、当社の完全子会社である株式会社エー・ディー・リモデリングに承継することを決定いたしました。また、株式会社エー・ディー・リモデリングは、7月1日に株式会社エー・ディー・パートナーズと商号を変え、個人富裕層のお客様の収益不動産の経営管理をサポートするマネジメント専門会社へと生まれ変わります。

この会社分割により、資産活用・不動産経営に関するコンサルティングを行うアセット・コンサルティング事業部や収益不動産の提供を行うアセット・ソリューション事業部とのシナジー効果を発揮しながら、より専門的で高品質なサービスを提供することが可能になると考えております。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容、その他の本吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

本吸収分割の日程

本吸収分割取締役会決議日（当社及び承継会社） 平成25年 5 月14日

本吸収分割契約締結日 平成25年 5 月14日

効力発生日 平成25年 7 月 1 日（予定）

* なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第3項に規定する簡易分割、承継会社においては会社法第796条第1項本文に規定する略式分割に該当するため、両社とも株主総会の承認を得ずに行う予定です。

本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

その他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年5月14日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

(5) 本吸収分割後の承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エー・ディー・リモデリング (平成25年 7 月 1 日付で『株式会社エー・ディー・パートナーズ』に変更予定。)
本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 秀夫
資本金の額	40百万円
純資産の額	17百万円
総資産の額	539百万円
事業の内容	プロパティマネジメント事業

(6) 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社エー・ディー・ワークス（本店所在地：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号）（以下「甲」という。）と株式会社エー・ディー・リモデリング（本店所在地：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第4条において定義する）をもって、吸収分割の方法により甲が営むプロパティマネジメント事業（以下「本件事業」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 本件吸収分割により、本件事業に関して甲が有する資産、債務その他の権利義務のうち、甲は、別紙記載の資産、債務その他の権利義務を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に移転する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第3条（吸収分割に際して交付する株式・金銭等）

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日は（以下「本件効力発生日」という。）、平成25年7月1日とする。但し、本件吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要がある場合は、甲及び乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（甲の手続き）

甲は、本件効力発生日の前日までに、法令に定める監督官庁の承認その他の関連法令に基づき必要とされる手続を行うものとする。但し、甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行うものとする。

第6条（乙の手続き）

乙は、本件効力発生日の前日までに、法令に定める監督官庁の承認その他の関連法令に基づき必要とされる手続を行うものとする。但し、乙は、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行うものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、且つ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲及び乙協議のうえ、これを実行する。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲及び乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本契約締結日時点を把握していた前提条件に変更が生じたことにより本件吸収分割の実行に重大な支障を生ずるか、若しくはこれを著しく困難にするおそれが生じた場合には、甲及び乙協議のうえ本件吸収分割に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本件効力発生日までに第5条及び第6条に定める法令に基づく監督官庁の承認その他関連法令に基づき必要

とされる手続を完了できない場合には、甲又は乙は相手方に通知することにより、本契約を解除することができる。

第10条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月14日

甲：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
株式会社エー・ディー・ワークス
代表取締役社長 田 中 秀 夫

乙：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
株式会社エー・ディー・リモデリング
代表取締役社長 田 中 秀 夫

別紙

承継権利義務明細表

乙は、本件効力発生日において、下記に記載する本件事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。承継する資産及び負債は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

記

１．資産（本件事業に属する資産）

（１）流動資産

178百万円

２．負債（本件事業に属する負債）

（１）流動負債

178百万円

３．承継する契約上の地位およびこれに付随する権利義務

甲が当事者となっている、本件事業に属する業務委託契約、賃貸借契約、その他本件事業に属する一切の契約上の地位及び権利義務。但し、従業員との雇用契約上の地位及び権利義務を除く。

４．その他

（１）本件事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの。

(2) 本件事業に属する知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。